

軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）

第6回N P D I 外相会合

ハーグ

2013年4月9日

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、コンセンサスに基づいた2010年NPT運用検討会議の成果を前進させ、相互補完的なプロセスとして核軍縮と不拡散のアジェンダを共同で前進させるという共通のコミットメントを再確認する。
2. 我々は、核軍縮達成のための不可欠な基礎であり、グローバルな核不拡散体制の礎及び原子力技術の平和的利用を選択する国にとってのその発展の基礎である核兵器不拡散条約（NPT）への共通のコミットメントを再確認する。また、NPTに対する普遍的な遵守の重要性を強調し、全ての非締約国に対し非核兵器国としての即時締結を求める。
3. 我々は、2013年4月22日から5月3日までジュネーブで開催されるNPT準備委員会への貢献にさらなる弾みをつけるためにハーグにおいて外相会合を開催した。2010年NPT運用検討会議で合意された行動計画を積極的に履行するとの深い決意を再確認する。全ての締約国による更なる検討のために核兵器の役割低減、非戦略核、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核兵器国への保障措置拡大、非核兵器地帯及び輸出管理に関する作業文書に加え、昨年軍縮・不拡散教育に関する作業文書を更新したものを提出する等、個別のNPT締約国として、また軍縮不拡散イニシアティブ（N P D I）というグループとして準備委員会の議論に積極的に貢献していく。
4. 核兵器使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証はその完全廃絶であると再確認する。この点に関し、全ての核兵器国が完全廃絶に向けた実践的かつ段階的なアプローチによって非戦略核を含む全ての核兵器の体系的かつ継続的削減を行う必要性を強調する。米露による新戦略兵器削減条約（新START）が履行されていることを歓迎しつつ、全ての核兵器国に対し、配備されているものと配備されていないものを含め、あらゆる核兵器を不可逆で、透明で、検証可能な方法で削減し、最終的に廃絶するよう求める。特に、将来のいかなる核軍縮プロセスにおいても非戦略核

兵器を含めるよう強く求める。

5. 我々は、軍縮の不可欠な信頼醸成措置として透明性を非常に重視している。行動計画のアクション5と21に基づき、NPT第6条下の軍縮のコミットメントを達するための核兵器国による取組の詳細を提供することを目的とする報告フォーム案を提案した。我々は、個別に、またグループとして核兵器国に対し、彼らの保有する核兵器の透明性を確保するための実践的な措置をとるよう引き続き奨励していく。2014年のNPT準備委員会への核兵器国による報告実施を支援するものとして、透明性、検証及び相互信頼についての継続的な核兵器国間での議論に留意する。特にこれらの課題に関する履行の加速と透明性の向上に関する点をはじめ、2013年4月にジュネーブで開催予定の核兵器国の第4回会合の結果に期待する。
6. NPTは、軍事及び核ドクトリンにおける核兵器の役割と意義の低減の重要性を強調する。この課題についての議論を喚起するために、本件に関する作業文書を2013年の準備委員会に提出し、同委員会のマージンにてセミナーを開催する。核兵器の役割と意義の低減に向けた措置は、完全な核軍縮という目標に向けた重要な貢献であり、更なる量的削減と共に相互に強化するものである。
7. 我々は、長年続く軍縮会議（CD）における停滞に対し深い懸念と不満を改めて表明する。CDは、4つの主要事項の実質的な作業を開始するための包括的な作業計画に合意し、履行しなければならない。昨年の国連総会第一委員会の結果は、特に軍縮機関全体における継続する低迷に鑑み、核軍縮という目的の前進に貢献し得るものであり、歓迎する。

昨年12月、第67回国連総会において、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の様々な側面について勧告するための政府専門家会合の設置（総会決議67/53）、核兵器のない世界の達成と維持のための提言を行うオープンエンドの作業部会設置（67/56）及び核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合の開催（67/39）に関する3つの重要な決議が採択された。我々は、これらの新たな進展が多国間の軍縮と不拡散の課題に強く必要とされている推進力となることを期待する。

8. 核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する検証可能な条約交渉の即時開始は、引き続き軍縮・不拡散の取組の優先課題であ

る。このような条約は依然として核兵器のない世界に向けた必須なステップである。交渉開始までの間、全ての核兵器保有国は核兵器用の核分裂性物質の生産モラトリアムを表明し、維持すべきである。

9. 我々は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の普遍化及び早期発効は核軍縮の達成に必須なステップであると確信する。今年ブルネイ及びチャドによる批准により批准国数の合計が159カ国となったことを歓迎する。最近の北朝鮮による核実験は、本条約の批准と発効の重要性を改めて強調するものである。全ての非締約国、中でも残りの未署名・未批准の発効要件国8カ国に対し、これ以上の遅滞なくCTBTを署名・批准するよう緊急に求める。CTBT批准を促進する特別な責任を持つ核兵器国に対し、この分野において主導的な役割を果たすよう求める。条約の発効まで、全ての国に対し核実験やその他のいかなる核爆発も控えるよう求める。
10. IAEA保障措置体制の実効性と効率性の強化はNPT立ち上げからの優先課題である。我々は、重要な不拡散措置の普遍的遵守を強く促進する。我々はまた、追加議定書（AP）を伴ったIAEA包括的保障措置協定が国際的な検証基準であると考えている。全てのAP未締結国に対し、遅滞なく締結するよう求める。我々は、IAEAと協力して、APの締結・履行に関する経験とベストプラクティスを共有し、法的・実践的支援を提供する用意がある。さらに、必要に応じて各締約国に対し少量議定書の破棄又は改正、及び改正核物質防護条約の署名及び批准を求めるアウトリーチを継続する。
11. また、NPT第3条第2パラグラフの核不拡散義務を達成するための、輸出管理の重要な役割を強調する。全ての締約国に対し、国連安保理決議第1540号に規定されるものを含め、核及び核関連汎用品・技術に対する適切で効果的な国内輸出管理の構築、発展及び維持を促す。2013年NPT準備委員会に提出するNPTの作業文書にも言及されているように、NPTメンバー国は輸出管理の分野における経験を他の締約国といつても共有する用意がある。
12. 我々は、核テロの深刻な脅威を認識し、関連する国際社会の要請の完全履行等による核セキュリティ強化のための協力へのコミットメントを再確認する。1年以内にオランダのハーグで開催される第3回核セキュリティ・サミット（NSS）を歓迎する。NPTメンバー国はNSSの核セ

キュリティ強化及び核テロの脅威削減に関する目標を完全に支持する。我々は2014年のサミットの準備に参加し、その成功に向けて取り組んでいる。2013年7月1日から5日までウィーンでIAEAにより開催される核セキュリティに関する国際会議も歓迎する。

13. 国連安保理決議第1718号、第1874号、第2087号への深刻な違反であり、NPTに対する重大な挑戦である2013年2月12日の北朝鮮による核実験を強く非難する。地域及び地域を越えた平和と安全を損なうこの3回目の核実験を非難するとともに、3月7日の国連安保理決議第2094号の全会一致の採択を歓迎する。北朝鮮に対し、国際社会が繰り返し表明してきた強い警告・非難に真摯な注意を払い、全ての関連国連安保理決議、NPT及びIAEA保障措置協定による全ての義務を誠実かつ完全に遵守するよう強く求める。また、北朝鮮に対し、核実験及びミサイル発射や、核兵器使用の脅しを含む更なる緊張を高める行為や挑発を行わないよう強く促す。
14. イランの核開発に関し、IAEAとの間で未解決の問題の解決に向けた進展が見られていないことは極めて遺憾である。イランに対し、IAEAに真摯に関与するよう促す。また、アルマティでのEU3+3との直近の協議において進展が見られなかったことも極めて遺憾である。イランに対し、国際社会の目下の懸念に対応し、最初の具体的な信頼醸成措置の合意が成立するよう、2月にアルマティで提示され、先月イスタンブールで専門家によって説明された提案に関し、EU3+3と関与するよう促す。イランの核計画が専ら平和的性格であることについて国際社会からの信頼を回復するため、イランに対し、IAEA理事会決議及び国連安保理決議を含む国際的義務の遅滞なき完全遵守を強く促す。信頼確立におけるIAEAの不可欠な役割を支持する。また、NPT並びにIAEA理事会決議及び国連安保理決議上の義務に合致したイランの原子力の平和的利用の正当な権利を尊重しつつ、イラン核問題の交渉による包括的かつ長期的な解決を目指すEU3+3の取組を支持する。
15. 重要な協力・信頼醸成措置として関連地域内の締約国の間で自由に達した合意に基づく、国際的に認められ、実効的な検証が可能な非核兵器地帯の設置を奨励し、支持する。また、全ての締約国、特に核兵器国に対し、この目標に資する誠実で建設的な関与を求める。

16. 核兵器及びその他の大量破壊兵器の無い中東地域の設置に関する会議の開催は1995年、2000年及び2010年のNPT運用検討会議の最終成果の必須で不可分な要素であり、2012年に開催できなかったことは遺憾である。全ての中東諸国が自由に達した合意に基づき、参加する会議を可能な限り早期に開催することを求める。また、この実現に向けたファシリテーターによる努力を支持し、実効的な検証が可能な大量破壊兵器及びその運搬手段の無い中東地域の設置に向けて、包括的、実質的及び目的志向の会議開催やその後の段階的取組につながるよう、域内国に対し建設的な協力の精神を持って関与するよう求める。
17. NPTメンバー国は、2013年3月4日から5日までノルウェーのオスロで開催された核兵器の人的影響に関する会議に参加した。核兵器使用の可能性及び使用の結果もたらされる悲惨な人道的結末が示す人類へのリスクについて依然として深く懸念する。オスロ会議における議論は、核爆発がもたらす壊滅的な即時及び長期的な人道的影響を改めて明らかにした。この問題についてのフォローアップ会議を開催するとメキシコの申し出を歓迎する。
18. 核軍縮・不拡散の分野において市民社会が果たしうる重要な役割を認識する。NPTは、共通の目標を達成するために、市民社会団体との関与を強化する用意がある。

NPTメンバー国は、世界的な軍縮・不拡散の目的実現に、各国及び世界の市民として貢献ができるよう、各国の市民に対し意識、知識及び能力の強化を進めることを決意する。したがって、我々の共同作業の不可分な部分として軍縮・不拡散教育の重要性を認識する。NPTは、日本による「ユース非核特使」制度の立ち上げ、また、アラブ首長国連邦によるジャーナリストのための軍縮・不拡散に関するワークショップ開催を支援する取組を歓迎する。
19. 我々は、2012年4月30日から5月10日にかけてウィーンで開催されたNPT準備委員会が議長サマリーにも反映されていたように、前向きな雰囲気であったことを想起する。全ての締約国に対し、ジュネーブで開催される2013年NPT準備委員会においても同様に協力的で誠実な精神を持って議論に参加するよう求める。参加する締約国がNPTの全般的な目標である「核兵器のない世界」を目指すことを基本とすることによ

(仮訳)

り、NPT準備委員会及び2015年NPT運用検討会議の成功に手が届くと確信する。その目的のために我々は今年ハーグで、また2014年に広島に参集することとした。